

公 告

令和8年(2026年)9月16日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	8-19
(2) 件 名	真庭市電話交換機更新業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	老朽化した電話交換機更新（PBX）の更新を行うとともに、固定電話・携帯電話連携(FMC)サービスを活用したスマートフォン内線環境を構築し、庁内通信基盤の機能向上及び運用の効率化を図るもの。 詳細については、別添仕様書参照のこと。
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	情報・通信サービス(通信)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年10月 1日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、総務課 【TEL】0867-42-1150へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 9月24日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	総務課 【メール】sohmu@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年10月 1日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、総務課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年10月 1日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年10月 1日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市総務課

TEL 0867-42-1150 / FAX 0867-42-1341

真庭市電話交換機更新業務 仕 様 書

2026 年 8 月
真庭市総務部総務課

本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）真庭市の真庭市本庁舎に設置する、電話交換機の更新に関する仕様を規定するものである。受注者（以下「乙」という。）はその内容及び目的を十分に理解のうえ適切に対処すること。

第一章 一般事項

1. 概要

真庭市本庁舎に電話交換機を設置し、電話機と FMC サービスと接続を図るものである。

2. 適用

本仕様書は、甲における設備等の更新に適用する。見積り範囲は仕様書によるものを原則とし、明記されていなくても施工に関し当然必要なものは契約金額の範囲内として適用する。

3. 施工基準

本事業は、有線電気通信法、電気通信事業法に定める端末設備等規則に基づき入念かつ誠実に施工すること。

4. 納入場所、施工場所

本仕様書における納入場所、施工場所は、下記の通りとする。

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2 9 2 7-2

真庭市役所本庁舎

※上記は、本業務で構築する FMC サービス、(以下「本サービス」という。)の提供に係る主たる利用施設を表すもので、本サービスの利用エリアを制限するものではない。

5. 施工範囲

本事業に係る施工の範囲は、構成機器の据付、製作、局データ設定、端子接続及び調整作業とする。

6. 納入期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日

7. 成果品

成果品は、下記の図書 1 式を整理した状態で 1 部納入するとともに、受注者が作成した資料等について電子媒体で 1 部納入すること。

- ① 作業工程表
- ② 内線構築構成図
- ③ 試験成績表
- ④ 完成写真
- ⑤ 導入機器一覧表
- ⑥ その他必要書類

8. その他

乙は、本事業の施工にあたり、甲と十分な打ち合わせを行い入念に施工するものとする。

第二章 電話交換機構築

1. 電話交換機本体

(1) 概要

電話交換機は、自立型としサーバタイプは認めない。

(2) 交換方式

項 目	方 式
制御方式	蓄積プログラム制御
通話路方式	時分割交換
処理装置	64bit デジタルシグナルプロセッサ、32bit マイクロプロセッサ
冷却方式	自然空冷
冗長方式	一重化

(3) 環境条件

- (ア) 周囲温度 バッテリ内蔵時 0 ～ + 3 5 ℃
 バッテリ外付時 0 ～ + 4 0 ℃
- (イ) 相対湿度 2 0 ～ 8 5 % R H 結露のないこと

(4) 電源電圧

- (ア) 入力電源電圧 A C 1 0 0 V ± 1 0 V、4 8 ～ 6 2 H z
- (イ) 蓄電池 3 時間以上の停電運転が可能なこととし長寿命タイプとする事。

(5) 電気的特性（線路条件）

品 名	ループ 抵抗	ケーブル線径別接続距離(m)			備 考
		0.4mm φ	0.5mm φ	0.65mm φ	
多機能電話機	50 Ω 以下	165	265	440	
多機能電話機 + 停電ユニット A	20 Ω 以下	65	105	175	
多機能電話機 + 停電ユニット I					
カルートレス電話機(CL)	20 Ω 以下	65	105	175	
コートレス電話機(Wsd)					
デジタルコートレス電話機 (DC)					
状態表示盤	40 Ω 以下	6135	210	350	
集中受付装置(DSS)					
アナログ 電話機	400 Ω 以下	330	530	880	内線抵抗 300 Ω 含む
アナログ 電話機(長距離)	1500 Ω 以下	4060	6410	10610	内線抵抗 300 Ω 含む
IP 多機能電話機	CAT5e LAN ケーブルにて 100m 以下				
IP 電話機					
市外専用線(OD)	300Ω 以下	1000	1600	2600	

(6) サービス機能（下記の機能を有すること。）

◆外線発信

- ※ 自動選局発信／方路選局発信
- ※ リダイヤル
- ※ 電話帳発信（短縮発信）（最大 1 万件）
- ※ ワンタッチダイヤル
- ※ 発信者番号通知/非通知機能
 - ・ 個別発番号通知
 - ・ 発信禁止番号登録（最大 1 万件）

◆外線着信

- ※ 着信履歴蓄積（最大 1 万件）
- ※ ナンバーディスプレイサービス(多機能、一般電話機対応)
- ※ 代理応答
 - ・ 外線別着信音種指定
- ※ 外線別個別着信（DIL）
 - ・ 迷惑電話拒否（最大 1 万件）
 - ・ 着信ランプ色指定（7 色）
 - ・ FAX 着信お知らせ
 - ・ 応答待ち合わせガイダンス送出
- ※ ダイヤルイン着信（各課、FAX 等）

◆保留

- ・ 転送
- ・ 無応答転送
- ・ 不在転送
- ・ 話中転送
- ・ ツインコール

◆システム機能

- ・ 会議通話（4 者×8）
- ・ サービスクラス
- ・ 省エネモード/バッテリーパワーセーブ
- ・ ページング機能

◆ボイスメール機能

- ※ 録音時間最大 500 時間（USB メモリ録音）
 - ・ 通話録音
- ※ さかのぼり録音
 - ・ 留守番電話／外線着信代行
 - ・ 留守番電話モニタ（居留守応答）
 - ・ メールボックス間メッセージ転送
 - ・ メッセージ検索/並び替え

◆自動音声応答（IVR 着信）

外線着信に自動で応答し、発信者のダイヤル操作に合わせて音声案内をしたり、
 要件に合った部署に転送する機能を有すること。

◆OD アナログ専用線

- ・ OD 専用線接続

※現在、真庭市本庁舎及び各出先機関において、拠点間内線通話を使用している。
 継続して使用できるように設定すること。
 通信プロトコルは、H3 2 3である。

◆SIP 専用線（将来機能）

- ・ SIP 専用線接続
- ・ SIP 専用線接続 — 音声圧縮方式
- ・ SIP 専用線接続 — FAX データ圧縮

※真庭市本庁舎及び各出先機関との内線通話において、内線番号を多機能電話機に表示す
 ること（SIP 内線収容に移行予定）

◆保守運用機能

- ※ オンライン／オフラインデータ設定
- ※ リモートメンテナンス
 - ・ Web ブラウザ設定
 - ・ ユーザ録音ガイダンス

(7) 番号計画

名 称	番 号	備 考
局線発信	0	
内線番号	××××～××××	開番号方式
サービス特番	×～××××	

※詳細は、担当者と打ち合わせによる。

2. 電話機

(1) 多機能電話機 30 ボタン

- ・ LCD 表示 全角 16 桁（半角 32 桁）×4 行、漢字/かな/カナ/英数
- ・ オートダイヤルボタン 30 個（フリーファンクションキー）
- ・ 機能ボタン（発信/着信履歴、電話帳、メニュー、十字キー、スピーカ、短縮、発信、保
留、機能）
- ・ 電話帳 最大 10,000 件
- ・ 発信/着信履歴 最大 10,000 件
- ・ 発信規制/着信拒否 最大 10,000 件
- ・ 着信表示ランプ 7 色

(2) 一般電話機

- ・ DP/PB 切替、受話音量切替、着信音量切替、着信音色切替
- ・ 再送ダイヤル、フッキング

3. 収容回線数

(1) 真庭市本庁舎

		現用	実装	容量	備 考
外 線	ひかり電話	64ch	64ch	192ch	ひかり電話直収
	INS64 局線	8	16	96	FMC 接続
	アナログ局線	4	8	192	県防災
専 用 線	OD 専用線	12	12	192	拠点間内線-
内 線	デジタル多機能内線	167	176	576	多機能電話機
	アナログ一般内線	72	80	576	既設電話機
	スマホ内線	0	82	—	現行 PHS は廃止
他	通話録音	1	1	1	交換機本体内蔵
	課金管理	1	1	1	

4. 設備機器

(1) 真庭市本庁舎

機器名称		数量	備 考
1	IP 交換機本体	1 式	
2	多機能電話機	167 台	30 ボタン
3	一般電話機	72 台	既存品を流用
4	電源装置 (交換機内蔵)	1 式	バッテリー含む (3 時間補償 長寿命タイプ)
5	USB メモリ	1 個	64G (通話録音用)
6	課金管理用 PC	1 台	ノート PC

※スマホ 82 台

第三章 FMC サービス構築

1. 前提条件

本業務の履行に当たっての前提条件は、次のとおりとする。

- (1) 現在運用中の本庁舎に設置されている電話交換機と接続し、内線網を構築すること。
- (2) 本サービスの利用料は、別途携帯電話回線契約により端末レンタル料等を一括して請求することができること。
- (3) 本サービスは、開始から5年以上、利用できること。
- (4) アプリ内線サービスの提供は対象外とする。

2. 業務内容

本業務において、次の各作業を行うこと。

- (1) スマートフォンによる内線電話網(以下「FMC 内線」という。)構築

携帯電話事業者の提供する回線を使用したスマートフォンによる内線電話網の構築作業を行う。また、本業務の仕様を満たすため、電話交換機業者と協議の上、準備作業を行うこと。

- (2) 庁内内線網との接続環境構築作業

ア (1)と庁内内線網との接続に係る回線及びゲートウェイ等のネットワーク機器調達、設定作業を行う。

なお、作業に当たっては、電話交換機業者等と打ち合わせを行うこと。

イ 受注者は提案時に対象施設の通信エリア状況を調査し、調査結果を報告すること。

また、サービス利用開始前に通信品質上の課題が判明した場合は、受注者は改善方法を提案し、必要な改善対策を実施すること。サービス利用開始後に通信品質の低下又は不感地等の課題が判明した場合は、受注者は原因調査を実施し、発注者と協議の上、改善に取り組むこと。

ウ 庁内においてスマートフォンを利用する際、発注者が指定する庁内 Wi-Fi に接続し、データ通信及び発注者が指定するアプリケーション等を利用できるよう、必要な設定を行うこと。なお、接続に必要な認証情報、セキュリティ要件及び接続範囲等については、発注者と協議の上、決定すること。

- (3) FMC 利用端末の調達作業

FMC 内線で利用するスマートフォンの調達(レンタル機)に係る調整を行う。

ア 本業務に係るスマートフォンの調達、初期設定、納品及び利用開始に必要な設定作業については、契約全体の履行期間内に完了し、令和9年3月31日までに本業務全体の納品を完了すること。

イ 初期設定(キッティング作業)に係る費用がある場合は、本サービスの構築費用に含むこと。

- (4) MDM(Mobile Device Management)を導入すること

- (5) スマートフォン操作マニュアルの作成及び職員向け説明会の実施

本サービスの利用開始に当たり、職員がスマートフォン及びFMC 内線機能を円滑に利用できるよう、操作マニュアルを作成すること。マニュアルには、基本操作、内線発着信、外線発信、保留、転送、電話帳利用、紛失時等の注意事項を含めること。

また、当該マニュアルに基づき、職員向け説明会を実施すること。実施時期、回数、対象者、実施方法等については、発注者と協議の上、決定すること。

3. 基本仕様

「2 業務内容」で実施する業務により、次の内容を満たすこと。

- (1) FMC 内線を構築すること。
- (2) FMC 内線での発着信は、原則として同時通話数の制限がないこと。
- (3) 庁内内線網との接続、連携機能を有すること
- (4) スマートフォンにより、外線への架電だけではなく、スマートフォン間、電話交換機に接続されている内線電話(固定電話)間での内線通話や内線転送ができること。
- (5) スマートフォンから直接、1XY 特番(110、119 等)に架電できること。
- (6) キャリア番号(090/080/070)による発信が可能であること。
また、指定したスマートフォンについては、キャリア番号(090/080/070)による発信を制限できること。
- (7) 通話中、圏外時及び設定による無条件での内線及び外線着信を転送する機能を有すること。
- (8) 電話交換機と連携して、スマートフォンで本市が有する固定電話回線の電話番号(ダイヤルイン番号)から架電ができること。
- (9) 庁内各部署の内線、外線の一覧を保有できること及び電話帳の機能を有し、スマートフォンで閲覧できること。
- (10) 電話帳の元データは、受注者及び発注者の双方により、随時簡易に変更できること。
- (11) 電話帳データの変更は、スマートフォンに反映できること。
- (12) 通話の保留ができること。
- (13) 内線呼び出し時において、発信端末の内線番号を着信端末に通知し、着信履歴より折り返して呼び出しができるようにすること。
- (14) FMC 内線の番号計画は、庁内電話網の既存番号計画を基本としたものとし、番号の重複等の問題が発生しないようにすること。また、これにより難しい場合は、協議又は提案すること。
- (15) MDM や FMC カスコン等により、各スマートフォンの発信番号、着信番号、転送者番号等の通信履歴を取得できること。
- (16) 音声品質を確保する為、内線通話及び外線通話は携帯電話網を利用した音声通信であること。

4. 庁内内線網との接続

(1) アクセス回線等

ア 電話交換機との接続方法は BRI、または PRI を原則とし、他の接続方法を採用する場合は、本市及び電話交換機業者等と協議すること。

イ 電話交換機との同時 16ch 以上の発着信が可能であること。また、将来の拡張性を持たせること。

ウ 当該回線の調達は本業務に含むこととする。

5. 内線用端末の調達及び機能

(1) 提供条件

次の条件を満たすこと

台数	82 台
調達方法	賃貸借（レンタル）
契約期間	開通月から 60 か月
端末種別	スマートフォン
通信システム	5G および 4G
納品物	スマートフォン本体、充電ケーブル、AC アダプタ、本体ケース
スマートフォン必須機能	・カメラ ・インターネットブラウザ(iOS の場合は Safari、Android の場合は Chrome とする) ・SMS ・電話帳 ※その他機能として発注者が指定するアプリをダウンロードできること。
データ量	2GB 以上/台・月とし、通信費定額とすること
音声通話	通話料は定額費用には含めないこと
その他	電話交換機に収容された固定電話回線（0AB～J 番号）による外線発信を原則とし、緊急番号を除く外線発信を制限可能であること。

(2) 初期設定作業

- ア OS 及びインストールアプリのバージョンを最新化すること。
- イ 通話・通信等の設定を行うこと。
- ウ 「3. 基本仕様」の電話帳を利用可能な状態にすること。
- エ 「5. (3)MDM の機能」の MDM のエージェントのインストール等、必要な設定を行い、MDM による管理が有効な状態にすること。
- オ 本体のロック機能を有効化し、発注者が指定する設定を行うこと。
- カ その他、発注者が指定する作業を行うこと。内容については、別途協議の上、決定する。

(3) MDM の機能

下記条件を満たすこと。

①基本要件

- ア 「5. 内線用端末の調達及び機能」の端末を管理対象にできるものであること。
- イ 本調達では、管理対象台数は 82 台とするが、今後 FMC 利用端末を増設する場合、必要なライセンスの購入等により、管理対象端末数を増加できるシステムであること。
- ウ iOS 及び Android に対応していること。Android においては、Android Enterprise に対応していること。iOS においては、AppleBusinessManager に対応していること。

エ 保守期間内であれば常に最新バージョンが利用できること。

②資産管理機能要件

ア 次の情報について、対象端末から自動取得できること

(i) デバイス情報

OS のバージョン、デバイス名、モデル名、シリアル番号、IMEI

(ii) ネットワーク情報

電話番号、MAC アドレス(Wi-Fi)、現在のキャリア

セキュリティ情報：root 化、パスワードポリシー

イ デバイスの情報を一覧表示できること。また、デバイスの情報一覧を csv 等のテキスト、又は Excel 形式のファイルに出力できること。

ウ デバイス情報を軸にしたアラート設定が可能で、アラート発生時は管理者にメールで通知ができること。

③アプリ管理機能要件

ア インストールアプリ情報を自動取得できること。

イ インストールアプリごとに、インストールされている端末を確認できること。

ウ アプリのバージョン情報を自動取得できること。

エ 管理対象の端末に対し、Android、iOS を問わずアプリの配信が行えること。

オ 管理対象の端末へのアプリインストールについて、個々の端末ごとに制御ができること。

④位置情報管理機能要件

定期的に位置情報を取得できること。端末がオフライン等であるためリアルタイム位置情報が取得できない場合には、最終オンライン時の位置情報が取得できること。

⑤セキュリティ機能要件

ア 紛失時に遠隔操作でデバイスロックやデータの消去等の対策ができること。

イ 管理エージェントのアンインストール防止機能を有すること。

ウ パスワードポリシーを設定できること。

エ root 化を検知できること。

オ アラートを検知したデバイスを一覧で表示できること。

(4) 本サービスの利用に係るサポート体制

①サポート対応時間

ア 緊急時の端末初期化、回線利用停止 365 日終日

イ その他対応

平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※原則、開庁時間とするが、必要に応じて、協議の上決定する。

(5) 受注者の要件

ア 電気通信事業法（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号）第 9 条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を受注者自ら開設、運用しているものであること。

イ 本市からの連絡に対し、24 時間以内に到着できる距離に営業拠点または事務所を有し、回線障害が発生した場合は、速やかに障害回復するために、調査、原因追及、復旧に協力すること。

第四章 施工仕様

1. 一般事項

- (1) 施工は、本仕様書に示されている装置等が、すべてその機能を完全に発揮するように誠実に行うものとする。
- (2) 乙は、事前に甲と十分な打合せを行い、工程管理に努めるものとする。
- (3) 塵埃等を発生させる作業は、機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないように施工するものとする。
- (4) 本事業の施工時間は、平日(月～金)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとするが、休日作業・延長作業等が必要な場合は事前に協議すること。
- (5) その他の詳細については、甲の承諾を得るものとする。

2. 搬入

機器搬入にあたっての運搬費や諸経費等については本仕様書に含めるものとする。また、機器搬入日については別途協議の上決定する。

3. 据付

機器据付にあたっての諸経費等については本仕様書に含めるものとする。また、機器据付日については別途協議の上決定する。

4. 配線

真庭市本庁舎の配線については現在使用中の構内電話ケーブルを流用すること。

5. 調整

- (1) 電話交換機の調整にあたっては、従来の内線電話機の各種条件、内線電話番号計画等を十分に活用し、本仕様書を満たしかつ現状を把握した最も効率の良い設計・設定をするものとする。
- (2) 設備等の単体調整完了後、総合動作試験を行い、現地試験成績書を甲に提出するものとする。

6. 切り替え

回線の停止は業務に支障がでないようにできるだけ短時間となるよう考慮し、事前に甲の承諾を得るものとする。

7. 撤去

切り替え時に不要となった機器の撤去と処分を行うこと。

8. 設置環境

- (1) 設置レイアウトについては、甲と協議のうえ承認を得ること。
- (2) 設置に際し、新たな設備が必要な場合は要求内容を明確にし、事前に届けること。

第五章 瑕疵担保責任

1. 瑕疵担保責任

甲の検収を受けた日の翌日から起算して 1 年間は保証期間とし、各装置及び据付工事、その他乙が仕様書に基づき甲に納入した全ての装置等の障害や故障等が明らかに乙の設計、製造等に係る欠陥と判明したものと認められる障害については、乙の責任において無償

で改善するものとする。

また、前記期間を過ぎた後においても、明らかに乙の設計、製造等に係る欠陥と判明したものと認められる障害については、乙の責任において無償で改善するものとする。

なお、保証期間内は、乙の責任において下記に定める保守対応を実施することとするが別途保守契約を結ぶ場合はその範疇とする。

- (1) 常時、電話交換設備が正常かつ円滑に稼働できる状態を保つこと。
- (2) 保守対象は、本仕様書により導入・構築した全ての機器等を対象とし、故障が発生した場合、乙は甲からの要請に基づき技術員を派遣して故障の修理及び立会いを行うこと。
- (3) 乙は、故障した物件の故障修理が完了したときは、甲にその旨を速やかに通知すること。
- (4) 乙は、緊急修理の要請を受けたときは、保守作業員を現地に派遣して対応すること。
- (5) 保守形態は現地修理、現地交換とすること。ただし、止むを得ない場合には代替機先出しの持ち帰り修理も可とする。
- (6) 保証期間経過後においても明らかに乙の責任によるものと認めるときは、無償修理・無償対応とする。

2. 保証期間における修理対応

- (1) 保証期間における電話交換機能維持・安定運用のため点検及び故障修理をするものとする。なお、保証期間は、甲の検収後1年間とする。
- (2) 乙は、設置後の保守体制を確立し、統一された障害受付窓口を創設すること。
- (3) 点検において電話交換機が正常かつ円滑に稼働できるよう、仕様部品等を確保するとともに、機能維持を図るため万全な保守体制を確立すること。
- (4) 作業が完了した場合は、速やかに甲へ作業報告書を提出すること。
- (5) 保守作業の確認

保守担当業者は、保守業務を終了したときは、直ちに甲の作業終了検査を受けなければならない。

第六章 その他

1. 支払い条件及び回線契約

ア 本業務に係る契約は、電話交換機を提供する業者との契約とする。

ただし、FMC サービスに係る回線使用料、基本使用料、通話料、データ使用料、端末レンタル料、MDM 利用料その他 FMC サービスの利用に伴い発生する費用については、通信サービス事業者が発注者へ直接請求を行うものとする。

イ 見積書記載額について

電話交換機及びFMC サービスの初期構築費用は合算した額を見積書に記載すること。

FMC サービスにより発生する月額利用料については、月額単価と60か月分の額を見積書に記載すること。

※初期構築費及び月額利用料の見積金額が、それぞれの予算額を超過した場合は、当該見積書を無効とする。

ウ 回線使用、本サービスの利用に係るもの

利用実績に基づき月額支払いとする。

(ア) 基本使用料(回線)

(イ) 通話料(国内外)

(ウ) データ使用料

(エ) 端末レンタル料および補償料

(オ) MDM

(カ) アクセス回線使用料

(キ) その他必要な項目(ユニバーサルサービス料等)

その他、支払いに関して上記記載事項にない項目が発生した場合、別途協議の上、決定することとする。

2. 教育条件

電話機の操作方法及び取扱い等について、現在の操作方法と違う場合はマニュアルを作成し指導すること。時期や回数については別途協議とする。

3. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、甲と乙協議の上、誠意をもって対応すること。
- (2) 仕様事項と相違する事項について、別の方策にて本仕様を完全に満足させる事が可能であれば、甲に対し、変更仕様及び実施方法について詳細事項を提示し、承認を得たうえで制作を行うものとする。
- (3) 納入する機器は乙が有する最新最先端のものであること。